

## 総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成26年12月5日(金曜日)  
午前9時30分～午前11時33分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 三好睦子 副委員長  
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員  
西岡 晃 委員 山中佳子 委員  
高木法生 委員 岡山 隆 委員  
馬屋原 眞一 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
石田 淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長  
野尻 登志枝 議会事務局企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名  
林 繁美 副市長 高橋 睦夫 病院事業管理者  
波佐間 敏 総務部長 篠田 洋司 市長統合戦略局長  
田 辺 剛 総合政策部長 井上 孝志 市民福祉部長  
杉原 功一 市民福祉部次長 三浦 洋介 市民福祉部次長  
松野 哲治 上下水道事業局長 倉重 郁二 美東総合支所長  
奥田 源良 秋芳総合支所長 金子 彰 病院事業局管理部長  
久保 毅 会計管理者 小田 正幸 監査委員事務局長  
阿野 一俊 消防長 大野 義昭 総務課長  
白井 栄次 財政課長 中嶋 一彦 地域情報課長  
岩崎 賢治 健康増進課長 西山 宏史 生活環境課長  
古屋 敦子 高齢福祉課長 三戸 昌子 管理業務課長  
矢田部 繁範 施設課長 古屋 壮之 経営管理課長  
岡崎 輝義 市立病院事務長 池田 正義 美東病院事務長  
松 永 潤 消防本部次長
7. 会議の次第は次のとおりである

午前9時30分開会

○委員長（河本芳久君） おはようございます。ただ今より、総務民生委員会を開会いたします。それでは、さきの本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案15件につきまして、これから審査したいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、議案第16号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君） 議案第16号は、美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。議案書は16-1ページ、2ページ、参考資料が1ページ、2ページになります。これは、公職選挙法の改正により、指定病院等の不在者投票管理者には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせるなど、不在者投票の公正な実施、確保の努力義務が設けられております。

このことにより、指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬を新たに定めるもののほか、選挙関係の非常勤特別職の報酬の適切な執行を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、次の4点であります。まず1点目、指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬の設定であります。日額10,700円を超えない範囲で設定するものであります。

2点目は、選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人の報酬において、日額で定められているのを、一選挙につきに変更するものです。開票が日にちを超える可能性があるためであります。

3点目は、投票管理者等の実情に応じた報酬額の設定についてであります。投票所及び期日前投票所の投票管理者、及び投票立会人において、それぞれ定められている日額を超えない範囲で、設定できるようにするためであります。

4点目は、補充員の報酬の規定です。地方自治法第189条第1項において選挙管理委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができないとされており、委員長等が議事に参加できない場合は、補充員を臨時に充てて会議を開催する旨が、同条第3項に規定されております。これらの規定により、臨時に補充員を充てて、選挙管理委員会を開催した場合の補充員に対する報酬を定めるなど所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） これより議案第16号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第20号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。議案書の20-1ページ、参考資料の19ページをお開きください。このたびの改正は、産科医療補償制度の掛金の見直し、並びに出産育児一時金の総額の維持による健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、本年11月に公布されたことに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

この、出産育児一時金は、出産前後の家計負担が軽減されるよう、被保険者の出産時に支給されるもので、現在、出産時の予期せぬ事態の発生——これは、生まれた子どもが重い脳性まひにかかった場合等に該当いたしますが、これに対応するため、産科医療補償制度の掛金3万円と併せて、総額42万円が支給されております。

このたび、病院に支払うための産科医療補償制度の掛金が、3万円から1万6,000円に見直されること、また、出産費用が増加していることなどを受けて、被保険者の負担軽減をするための出産育児一時金を1万4,000円増額し、39万円から40万4,000円にするものでございます。

なお、国保よりの給付は出産育児一時金と産科医療補償制度掛金の合計、42万

円のままで、改正前と同額になります。

この条例は、平成27年1月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
高木委員。

○委員（高木法生君） 今回の一部改正につきましては、出産をされる方にとりましては、消費税分の差ぐらいで少額ではあるわけですが、皆様にとっては大変喜ばしいことであろうと思います。1万4,000円の引き上げは、年々、さきほど説明がありましたように、出産費用の増加傾向があるということが主な原因であろうかと考えておりますが、この40万4,000円が出産をされるかたにどの程度影響があるかということで1点をお伺いしたいと思います。

美祢市は産婦人科がございません。したがって、山陽小野田市、宇部市あるいは山口市に通われてると思うのですが、そういった場合の平均的な出産費用がですね、どれくらいかかっているのか、それと全国平均も併せて、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの高木委員の御質問にお答えします。本年度、平成26年度に出産された関係の資料がございますので、そちらを基にお話をしたいと思います。11月末までの件数でございますが、6件の出産育児一時金を支出しております。この中で産科医療保障制度の金額は除けたものといたしまして、出産費用という形で平均を出しますと、40万3,218円になります。ですので、先ほど言われました今回改正後の金額40万4,000円とほぼ同じ同額の金額となると思います。ちなみに全国平均でございますが、41万7,000円ということ聞いております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 高木委員。

○委員（高木法生君） 今御回答ありましたように、ほぼ同額ということで妥当な線であろうかと思っております。それともう1点ですね、さきの一般質問で平成25年度の出産件数というものが105名だったですかね、なんかおっしゃったと思うんですけども、これを月に単純に割れば8人程度になりますか。そして、1月から

3月までの第4四半期で、見込みを見ますと24人か、25人程度となると思うんですが、この1万4,000を掛けた35万という数字は、美祢市の財政にとってそれだけ大きなものではないと、影響は出ないとは思いますが、これは補正を組まれる予定があるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの高木委員の御質問にお答えいたします。市役所、国民健康健康保険から入りますお金は、42万円と変わりがございません。産科保証医療制度の金額が下がるものですので、この下がった部分ほどこちらのほうの出産費用にかかる39万円からアップするものですので、合計額は同じということになります。したがって、補正はございません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、産科医療保障制度が下がると言われましたが、今までそういう事故が無かったのでということなのですが、あつてはいけませんが、万が一その事故があった場合、補償というのも下がってくるわけでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。この制度がですね、今まで続けてこられまして、中で実際かかるお金がいくらかというのを計算した上で、このたび、この金額でもいけるといふふうに変更されたというふうに聞いております。ですので、補償内容が変わるといふ話は、まだ確認はしておりませんし、聞いておりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 本案に対する御意見なしと認めます。それでは、これより、議案第20号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、及び議案第22号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。これは、地域主権一括法に関連しますので、執行部より一括して説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君） それでは、議案第21号美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、及び議案第22号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを一括して御説明します。

議案書は、21-1からになります。この二つの条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革に係る、第三次一括法の施行に伴い、これまで厚生労働省令で規程しておりました、指定介護予防支援等の事業及び運営等に関する基準、また、包括的支援事業の実施に関する基準を、市町村の条例で定めることとなったために制定するものであります。

市町村が条例を制定する場合においては、厚生労働省令で定める、従うべき基準と参酌すべき基準を踏まえて定めることとなりますが、本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準のとおりに定めることとしております。

なお、施行期日は平成27年4月1日となります。

説明は以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明で、国がしていた事が市のほうに移ってきたということなのですが、国や県の支出金というものは変わらないのでしょうか。それと、人員及び運営のところ、並びにとありますが、人員は国の基準を満たしているの

しょうか、今現在。その2点についてお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。基準につきましても、これまで国の厚生労働省令で定めていたものを、そのまま市町村の条例で——美祢市の場合は条例で定めることとなりますので、財源につきましても変更はございません。それから、今現在美祢市において指定介護予防支援の事業所と、包括的支援事業、いわゆる地域包括支援センターになりますけれど、そちらに働いている職員の人員基準等も満たしております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第21号美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市健康づくり推進協議会条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。岩崎健康増進課長。

○健康増進課長（岩崎賢治君） 議案第23号美祢市健康づくり推進協議会条例の一部改正についてであります。議案書は、ページ23-1です。参考資料としましては、20ページです。

当協議会については、市民の健康づくり対策を図るために、健康診査事業、保健栄養指導等、そういった保健事業を行っております。その保健事業の審議企画する附属機関として、当協議会は設置されております。

この協議会においては、協議会内の委員において、別に部会を置いて、特定の事項についてさらに審議企画するようになっておりますが、今回の一部改正につきましては、この部会内での審議企画をさらに幅のあるものとし、より具体的に保健事業推進を図るため、協議会委員以外の者を加えるということがございます。また今回、部会長、それから副部会長の職務を改めて明記したものでございます。

この施行日につきましては、平成27年1月1日を予定しております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） さきの一般質問で健康づくりについて質問をいたしました。これで部会が2個でしたかね、2つできるのでしたっけ。あるのでしたっけ。その部会の名称というか、審議される、討論される内容というか。部会名をお願いします。

○委員長（河本芳久君） 岩崎健康増進課長。

○健康増進課長（岩崎賢治君） 部会名というのは特にありませんが、健康づくり推進協議会というこの本協議会ですが、その中に先ほども申しましたように部会を定めることができるということが規定をされております。それで、特別に部会名ということとはございません。その都度、随時審議したいこととかそういったことを諮るために部会を設けてやることとございますので、特に、今改めて部会名というのはありません。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 20人というのが、10人ずつの部会があるのかなと思ったのですが、その都度部会が開かれるということは、全員がその部会になるという

ことなんでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 岩崎健康増進課長。

○健康増進課長（岩崎賢治君） 先ほども申しましたように、事ある——協議会の中  
です、特別に協議をしたいとか、審議をしたいとかそういった際に、部会を定  
めて、別に定めてですね、その協議会の中の委員、それからそれ以外の委員の方を  
参加させて、部会をより具体的に進めてまいりたいということで設置するもので、  
何々部会があるとか、そういったことは今はありません。随時、部会が、何々部会  
というか、そういった部会を設置するという言い方になります。

以上です。

○委員長（河本芳久君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第23号  
美祢市健康づくり推進協議会条例の一部改正についてを採決いたします。本案につ  
いて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案の  
とおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につい  
てを議題といたします。執行部より、説明を求めます。西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） 議案第24号は、美祢市廃棄物の処理及び清掃に関  
する条例の一部改正でございます。議案書は24-1ページ、参考資料は21ペー  
ジでございます。このたびの改正は、空き缶、空き瓶、新聞、雑誌、段ボールなど  
のいわゆる資源ごみの市場買取価格の上昇等により、売却等を目的としたごみの持  
ち去りの可能性が高まる場合に備え、ごみの所有権が市に帰属することを明確にし、  
市が指定した者以外がごみの持ち去りを禁止する規定を盛り込むものでございま  
す。

なお、今年6月時点での県下各市への聞き取り調査をしたところによれば、その  
時点で8つの市が同様の規程を設けているとの状況でございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、数点御質問したいなと思っております。まずこの今回の美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、する条例でこの第3条の2ということで、前条の規定により、市が指定する所定の場所に排出された一般廃棄物の所有権は市に帰属すると、それでこの場合において、市または市が指定した者以外のものは、とありますけど、回収する業者として、缶とか瓶とか古紙とかいろいろあります。そういったところの市が指定した業者というのは、美祢市にとって何業者くらいあるのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） 今、ちょっと明確な数は資料を持ち合わせておりませんが、数社、5、6社から遠くは外れないと思います。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それとですね、今回この当該一般廃棄物、これはいずれにしても市民の皆さんがごみステーションで出した場合、缶、瓶、場所によっては古紙なんか1箇所においておりますけども、これは今回改定、はっきりと市に帰属、所有権は市に帰属するということになるわけでありまして、市の指定業者以外の者がこれを持ち去った場合の罰則規定とかいうのは、これには載っていないわけですね。それについて、その辺についてはどうなのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） ただいま御指摘がありましたように、今回の条例改正はごみの持ち去り禁止規定を盛り込むものでありますけども、それと所有権の明確化を盛り込むものではございますけども、御指摘ありましたように、罰則規定は盛り込んでおりません。今委員さんの間からも、刑法というお声が聞こえてきましたけども、まさにその考え方でございます。県内他市の条例を見ましても、罰則規定を盛り込んだものと盛り込んでないものとがございます。私どもも、実は罰則規定を盛り込んだ改正案を当初想定しておりました。美祢警察署さんのほうにそれを

もちまして御相談に行ったのですけども、そこではごみを持ち去る、資源ごみを持ち去るという行為を誰かがなされた場合にですね、それに対して、刑法上では窃盗罪ですね、刑法の135条の窃盗罪。懲役10年以下、罰金としては50万円以下、それを上限にですね、刑罰が想定をされていると。一方でですね、県内他市、罰則規定を盛り込んでいる他市の条例を見ますと、行政罰のほうではですね20万円以下とか5万円以下とかですね、これは様々でございます。いずれにいたしましても、同一の行為に対して窃盗罪と行政罰、罪と罰がですね2系統盛り込まれているという構造であるということをお指摘を受けまして、そのこと自体はわかっておったのですけども、そういう2つのチャンネルがあると混乱するのではないかとという御指摘をいただきました。もっと具体的に申し上げますと、情報をキャッチして、初めて動くのが警察の場合と初めて動くのが行政の場合でですね、適用する罪と罰が異なってくるというのがですね、市民にとっても分かりにくいんじゃないかと、いう議論がございまして、美祢警察署さんの御助言を反映してですね、罪と罰については刑法一本で窃盗罪という案を——行政法上の対応ではなくてですね、刑事罰の方で対応をさせていただくという案にしておるところでございます。今、理屈上ですね、警察とか行政とか分けて申し上げましたけども、事案が発生すればですね美祢警察署さんとも情報を共有して、一致協力して対応させていただくということは、確認しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今の説明にあったように、大分その辺が明確になってきました。市がいろいろ所有しているところのもの、こういう廃棄物もそうですけれども、特にこういった刑法にかかること、235条を今言われましたけれども、市が所有するものになって、そういった今言えば、いろいろ道路の溝蓋が修理とか、そういったものが盗まれるとか、そうなった場合には刑法とかの適用になってそちらのほうで動くんですけども、今回は割合、缶とか瓶とか古紙とかそういったものであって、非常に重篤な、何と言いますか犯罪にはないとは思いますが、そういったところをキャッチした場合に当然警察とか、行政的にはやるんですけど、まず軽微な場合において行政としてどう、わかった場合に対処するかその辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） ただいまの御質問にお答えいたします。こちらにつきましてもですね、今委員もおっしゃいましたようにですね、いきなり強面でですね、取り締まりに行くと、警察のほうにですね逮捕をお願いするというような、捕まえることを目的とした条例改正ではございませんので、やはりケーブルテレビ、あるいはそのホームページ、そして収集等の持ち去り禁止の呼びかけから始まりましてですね、収集事業者、私どもが委託しております収集事業者の車に、マグネットの表示を張るなどの、周知活動をしていく。そして、あるいはリサイクルステーションとかですね——各地域のリサイクルステーションですね——等に持ち去り禁止の表示をする。そして警察署との情報交換、連携をとる等から始まってですね。次第に、段階的に対応を強化をしていくということを考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、私もその辺について、最後に要望ということでお願いしようとしたことを、今、行政のほうでもそういうことを今やっぺいこうということでありましたので、今後は市の専用業者、そういったものをはっきりとですね、今後そうしたマークとか、そういったものをしっかりとつけていただいて、適正に処理して、こういったことが市民にわかりやすい形で今後示していただきたいことをお願いいたします。

以上です。

○委員長（河本芳久君） ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今話を聞きながら、ふと思ったのですが、実際にごみというか今こういった経済状態で、仕事が無くてこういった廃材というか、金物を集めておられる個人的な方が、その方は多分登録をしておられないと思うんですけど、持って行って、後のことは知りませんが、よく金物とかアルミとかを集めて来られる方がありますが、それって本当に働くところもないと、仕事もないとそれでわずかばかりでしょうが、生業とされている方もありますが、こういったときはどうなるのでしょうか。それと今のこの法律というのは、パソコンとかも含まれている——わかりました。なんか間違いでした。何か勘違いをしておったようです。済みません。

○委員長（河本芳久君） 質問は取消ですか。はい、ほかに意見はなしと認めます。  
本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、意見なしとみなし議案第24号美祢市廃棄物の  
処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、  
原案のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案の  
とおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ  
いてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 議案第25号美祢市公共下水道事業の設置等に関す  
る条例の一部改正についてでございます。

議案書は25-1ページ、参考資料は22ページでございます。では、御説明い  
たします。美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例、第4条経営の基本、第2  
項下水道の経営の規模について定めてございます。今回の改正は、第1号の計画処  
理面積841.8ヘクタールを0.1ヘクタールふやしまして、改正後は841.  
9ヘクタールにするものでございます。改正の理由でございますが、下水道事業計  
画は5年ごとに見直し、都市計画法第63条第1項の規定に基づき、事業計画の変  
更について県知事の認可を得ることになっております。今年度、事業計画に見直し  
をかけ、平成32年度まで目標年度を延伸いたしました。また、前回平成22年度  
の認可以降、新たに宅地化して現在は区域外流入となっている箇所が0.1ヘク  
タールございますので、これを全体計画区域に加え、計画処理面積を841.9ヘク  
タールに改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正なん  
ですけど、本会議場でもちょっと質問をしてきたところがございますけども、単純

な質問であれですけど、何と言いますか、この参考資料で22、附則としてこの条例は公布の日から施行するというので、あります。これは、実際に工事をされて、都市計画税もいただいて、そういったところから、その事業を行った、始まるそこから、この日にちというのは決まるんですか。この公布の日から施行するというのは、いつになるのか、その決め方とほどのようになるのか、これちょっと分かりませんので、教えていただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えします。この0.1ヘクタールは計画区域面積、既に造成といえますか処理区域となっておりますところでございます。以前は区域に入ってなく隣接区域の中から隣接したところを0.1ヘクタール造成いたしまして処理区域といたしまして。今現在下水処理をしているところでございます。

〔発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） 波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間敏君） 岡山委員の公布の日がいつになるか、という御質問にお答えいたします。この12月定例議会の最終日に、本会議でこの委員会での可決を受けて本会議で最終的な議決をいただく予定となっておりますけれど、その本会議で議決をいただき、議会側から市長あてに可決の通知がなされたのちに、市長名で公布をするもので、速やかに公布するもので、実質的には12月中には公布になるというような段取りになると思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 本会議場、最終日の12月19日じゃなくて、議決をするけど、あと市長等の手続き、決裁、印鑑を押した時点で、決まるということですね。今までも、前もあつたんですけど公布の日から施行するといろいろ今までありまして、ちょっとその辺がよくわからなかったものですから、その辺をお尋ねしました。よくわかりました。ありがとうございました。

○委員長（河本芳久君） 波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間敏君） さらに付け加えますと、手続きを済ませましてですね、市役所本庁舎前にあります。公示場所があります。こちらで掲示したことによって、

公布と、事実上の公布ということになります。

○委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんか。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。それでは、これより議案第25号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第12号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の12-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,558万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,008万4,000円とするものでございます。

最初に歳出について御説明いたします。12-10、12-11ページをご覧ください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費・13節委託料、説明欄の003一般管理経費、電算システム改修委託料として、32万4,000円の増額補正でございます。

これは、本年度より70歳以上の国保一般被保険者の医療費負担が変更されたことに伴い、国保事業報告システムの改修を行うためのものでございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等・1項後期高齢者支援金等・1目後期高齢者支援金・19節負担金、補助及び交付金、説明欄001後期高齢者支援金、支払基金負担金13万1,000円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療制度への支援のため、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、納付金算定の基となる係数の変更による同基金からの通知により補正するものでございます。

4款前期高齢者納付金等・1項前期高齢者納付金等・1目前期高齢者納付金・1

9節負担金、補助及び交付金、説明欄001前期高齢者納付金支払基金負担金2万円の増額補正でございます。これは、前期高齢者の加入の偏りによる、各保険者間の不均衡を調整するための制度を運営するため、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、納付金算定の基となる係数の変更による同基金からの通知により補正するものでございます。

10款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・3目償還金・23節償還金、利子及び割引料、説明欄001国庫等償還金、過年度国県補助金等精算返還金3,112万円の増額補正でございます。これは、平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金、平成25年度高齢者医療制度円滑補助金、並びに平成25年度特定保健等国庫及び県負担金、この三つの確定に伴う精算金で、国及び県への償還金でございます。

次のページをお開きください。10款諸支出金・2項繰出金・1目直営診療施設勘定繰出金・28節繰出金、説明欄001直営診療施設勘定繰出金として、7万5,000円の増額補正でございます。これは、国保の直営診療施設であります美祢市立美東病院に、医療機器等の整備に係る助成といたしまして、同施設へ繰り出すもので、交付基準額の確定により補正するものでございます。

続きまして、11款予備費でございます。本年の9月議会で認定いただきました決算による繰越金と過年度国県補助金等精算返還金等の、このたびの補正を調整いたしまして、その残額を今後の医療費等の支出に備え、1億9,391万4,000円の増額補正をするものでございます。

次に歳入について御説明いたします。12-8、12-9ページをお開きください。

3款国庫支出金・2項国庫補助金・1目財政調整交付金・2節特別調整交付金、39万9,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました国保事業報告システムの改修委託料及び直営診療施設勘定繰出金の増額に対する国よりの交付金でございます。

続きまして、10款繰越金・1項繰越金・1目繰越金・1節前年度繰越金でございます。平成25年度決算の結果、2億2,518万5,000円を増額補正し、一部を今回の歳出予算に充当、残りを予備費に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） 70歳から74歳までの医療費が1割だったのが2割に上がったということですが、この額というか、おおよその見当はつきますでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

まず最初に先ほど言われました制度の改正のことを簡単に御説明させていただければと思いますが、70歳から74歳までの方の負担金でございますが、これが1割から2割に変わるという形になります。これは、新たに26年4月2日以降に70歳を迎えられた被保険者の方から始まります。ですから、既に1割負担の方については、移動はないということになります。それと申しわけありませんが、いくらぐらいという金額のことについては、具体的にはこちらもつかんではおりませんので、今お答えすることはできません。

申し訳ありませんが、以上です。

○委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんか。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この中の予算の中で、補正の中で、医療機器に関する補助金等が上がったとか、増額されているとか、後期高齢者の支援金の増額の部分などは賛成できる部分もありますけれど、制度ですが、今まで70歳から74歳の方の1割負担だったのが2割になるということで、ここで、一般質問でも言いましたけど、社会保障制度をよくするといいいながら、こういった面では負担が多くなっているということで、この議案には反対をいたします。

○委員長（河本芳久君） その他御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第12号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手多数でございます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君） それでは、議案第13号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明します。補正予算書の13-1ページをお開きください。このたびの補正は、事業量の変更等に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,951万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億4,941万9,000円とするものであります。13-12、13ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、002一般管理業務につきましては、平成27年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る電算運用支援委託料として、716万5,000円を増額補正するものであります。このたびの制度改正については、一定以上所得者の利用者負担や、高額介護サービス費等の見直し、介護報酬改定などの大幅な改正が見込まれており、改正後の制度運営を適正かつ円滑に実施する必要があることから行うものです。なお、財源として国庫補助金150万8,000円を充てることとしております。

次に、2款保険給付費についてであります。それぞれのサービス需要量の変更を見込み、増額または減額をしております。まず、1項介護サービス等諸費についてであります。これは、要介護認定者の介護給付に係る費用であります。1目居宅介護サービス給付費については、訪問介護や通所介護など、居宅介護サービスに対する給付であります。短期入所サービス、いわゆるショートステイのサービス給付などが、当初の見込みより増加しておりますので、1,768万2,000円を増額補正しております。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費については、住み慣れた地域での生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスに対する給付であります。制度改正により、これまで施設介護サービス給付であった一部ユニット型の特別養護老人ホーム入所に係る給付が、地域密着型介護サービスに変更され、その給付などが、当初の見込みより増加しておりますので、1億562万3,000円を増額補正しております。

その一方で、5目施設介護サービス給付費においては、一部ユニット型の特別養護老人ホーム入所に係る給付が、地域密着型サービスへ移行したため、6,790

万円を減額補正しております。

その下の7目居宅介護福祉用具購入費につきましては、トイレや入浴関連の福祉用具の購入に係る給付であります。100万円を減額補正しております。

次のページの13-14、15ページをお開きください。8目居宅介護住宅改修費につきましては、生活環境を整えるための住宅改修に係る給付であります。410万円を減額補正しております。

次の9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成に係る給付であります。132万8,000円を増額補正しております。

次の2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の介護予防給付に係る費用となります。1目介護予防サービス給付費においては、通所介護、いわゆるデイサービスに係るサービス給付が、当初の見込みより増加しておりますので、750万8,000円の増額、3目地域密着型介護予防サービス給付費においては、60万円の減額、ページをめくっていただいて、13-16、17ページになります。6目介護予防住宅改修費においては、100万円の減額、7目介護予防サービス計画給付費においては、63万円の増額補正をしております。

続いて、3項その他諸費・1目審査支払手数料につきましては、介護保険給付の審査支払に係る手数料であります。手数料単価の減額により、14万円を減額補正しております。

続いて、ページの13-18、19ページをお開きください。4項高額介護サービス等費につきましては、180万9,000円、その下の5項高額医療合算介護サービス等費につきましては、37万8,000円の増額補正をしております。

次の6項特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設系のサービスを利用した場合の食費や居住費の補足給付であります。申請が当初の見込みより増加したため、要介護認定者に対する給付である、1目特定入所者介護サービス費において、1,209万2,000円を増額補正しております。

ページをおめくりください。13-20、21ページになります。3款地域支援事業費であります。事業費の補正はございませんが、国及び県の交付金の額の確定に伴う財源調整を行っております。

次に、歳入について御説明します。ページの13-8、9ページをお開きください。歳入につきましては、ただいま、歳出で御説明いたしました各事業の事業量の

変更等に伴い、算定をしております。

まず、4款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する国の負担分で1,790万3,000円の増額補正をしております。

2項国庫補助金につきましては、介護保険事業実施に対する国からの補助金であります。1目調整交付金は437万6,000円の減額、2目地域支援事業交付金のうち、介護予防事業は48万4,000円の減額、3目同じく包括的支援事業・任意事業は254万8,000円の減額、4目介護保険事業費補助金につきましては、システム改修補助金150万8,000円を増額補正しております。

次に、給付事業に対するものとして、5款支払基金交付金は2,098万3,000円、6款県支出金・1項県負担金は561万2,000円、それぞれ増額補正をしております。

ページをめくっていただいて、13-10、11ページになります。

6款県支出金・2項県補助金につきましては、地域支援事業交付金の介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を合わせて、151万5,000円減額補正しております。

次に、8款繰入金・1項一般会計繰入金になります。1目介護給付費繰入金につきましては、791万3,000円、2目地域支援事業繰入金のうち、介護予防事業は72万6,000円、3目同じく包括的支援事業・任意事業は382万1,000円、4目その他一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、565万7,000円、それぞれ増額補正をしております。また、2項基金繰入金・1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、2,431万7,000円を増額補正しております。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。馬屋原委員。

○委員（馬屋原眞一君） 一般管理費のですね、716万5,000円でシステム改修をされておりますけども、通常、制度の変更でシステム改修をされたら大抵、国庫補助金が大半を占めるような気がするんですが、150万程度しかないというのは、美祢は特別に特殊なシステムを組んでおられて、国の助成に乗らない変更をし

て運用をされているのか、それかまたは、その説明のあったシステム改修経費すべてではないのかと思うから、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君） ただいまの馬屋原委員の御質問にお答えします。美祢市において特別なシステムを導入しているわけではございませんが、他市の状況を見てもこの程度のシステム改修費用がかかるということを知っております。しかしながら、国においては被保険者の数によって単価を設定しており、この金額——美祢市の被保険者の数で割り戻すと、この金額の補助金ということになっております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員他に質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 委員長さんにお尋ねをしたいんですが、先ほどの国保会計だと、一般会計からの繰入金というのはないんですよね、今回の補正は。ですから、この委員会で決めてもいいんですけど。トンネル勘定とはいえ、一般会計から1,800万ですか繰入金に乗っていますよね。通常補正するとき、鶏と卵の論じゃないけど、どっちを先に審理すべきなんだろうかね。担保はあるんですか、繰入金の。何かあったら、条例改正に基づいてお金が変わる時は条例改正を先に決めないと、補正予算は組めないですよ、順番として。その辺が、単純な質問なんですが、扱い方。予算委員長もちょうどおってじゃけど、どんなもんだらうかなと。どっちが先でしょうか、私は予算だと思うんですね、だから予算委員会が開かれていないんです。にもかかわらず、一般会計の繰入金を審議するという、順番の話なんじゃないけど。だから条例改正を後回しにして、補正を組んであとから条例改正を追認するというやり方と、同じことになるんですよ。

○委員長（河本芳久君） ほかに今のことについて御意見ございましたら。一応私の見解は、これは本会議において本委員会に付託されたから順番にやったのですけれども、今のように予算委員会が既に先にあって、そしてその結果を受けて総務民生委員会をやれば、それは筋としていいんですが、いわゆる委員会の順番が後先になっておると、こういう形でございます。委員の皆さん、これに対してもう一度予算委員会が一応済んだあと、本案に対する審議をしますか。いかがですか、一応順番としてこういうのを付託されたから、今審議項目に挙げているわけですから。

一応手順の問題ですから、休憩をしたいと思います。ちょうど時間もございませので、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

.....

午前10時55分 再開

○委員長（河本芳久君） それでは、再開いたします。先ほどの竹岡委員の、やはり予算委員会との連動性があるからこの議案についてこの場で今審議するのはいかなものかという、こういう意見がございました。一応この委員会は、本会議で付託された案件であり、しかも議運において日程が組まれ、本日の委員会においてこれを審議するよう、一応決定された事項ですから、今までこれを審議してまいりました。

ただし、竹岡委員の言われるように条例とか、この予算、これがみな連動しておいて、やはり予算で先に、予算委員会で議決されたもの、それを経て、審査するのが筋じゃあないかという、こういう御意見もございました。このことについては今まで、議運とか議会で審議されていませので、それぞれの委員会が独立した機関として審議し、再審議もあり得るという前提のなかでこの委員会が開かれているとみなして、重要な案件でございませので、また議運なり議会において検討していただくよう本委員会から提案もしていきますが、あくまでもこれはもう既に議決されたこととございませので審議は続行したいと思ひます。よろしゅうございませるか、委員さん。それでは、質疑その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それではこれより、議案第13号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 原案のとおり決することに一応なりました。

次に、議案第14号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第14号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算書の14-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ124万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,118万円とするものでございます

最初に歳出について御説明いたします。14-10、14-11ページをご覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付金・1項後期高齢者医療広域連合納付金・1目後期高齢者医療広域連合納付金・19節負担金、補助及び交付金、説明欄001後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療保険料43万9,000円の増額補正でございます。これは、平成25年度後期高齢者医療保険料の精算金、これといたしまして山口県後期高齢者医療広域連合へ納付金するものでございます。

続きまして、3款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目保険料還付金・23節償還金、利子及び割引料、説明欄の保険料還付金といたしまして81万円の増額補正でございます。これは、平成25年度以前の死亡、転出など、被保険者の資格異動及び保険料の変更等に伴う過誤納還付金でございます。

歳入について御説明いたします。前のページをお開きください、4款繰越金・1項繰越金・1目繰越金・1節前年度繰越金124万9,000円の増額補正でございます。これは、平成25年度決算の結果、124万9,000円を増額補正するもので、先に御説明いたしました歳出に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それではこれより、議案第14号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案14号は原案のと

おり可決されました。次に、議案第15号平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第15号、平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）について、御説明させていただきます。資料につきましては、白い背表紙の平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）をご覧ください。今回の予算の補正につきましては、予算第4条に定めておりました、資本的収入及び支出におきまして、病院事業の資産購入にかかる支出を増額するとともに、これに充てる財源の増額を行うものであります。

補正予算書14ページ、15ページをお開きいただければと思います。今回の補正の内容につきましては、美祢市立病院において整備しております医療機器につきまして、導入以後、所定の耐用年数を経過した現在におきましても現場で稼働させているところであります。しかしながら、安全面の観点から医療機器の老朽化に伴います機器更新を行うため、建設改良費を953万6,000円増額するとともに、この財源として企業債を870万円増額するものであります。補正予算書の1ページにお戻りいただきまして、これらのことによりまして、第2条において建設改良事業の業務予定量の補正を行い、第3条で、資本的収入及び支出における収入総額を3億425万3,000円とし、支出総額を4億3,643万5,000円とするものであります。

さらに、第4条におきまして企業債の借入限度額の補正を行うものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,218万2,000円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填する予定ものでございます。

以上で、議案第15号平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）につきましてもの説明とさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第15号平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、議案15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君） それでは、議案第26号、美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について御説明します。議案書の26-1ページ、参考資料の23ページをお開きください。

施設の名称は、美祢市有線テレビ——MYTでございます。現在の指定管理者は、山口ケーブルビジョン株式会社であります。平成27年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。つきましては、次期指定の期間といたしまして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を山口ケーブルビジョン株式会社に再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。また、団体の詳細等につきましては、参考資料23ページのとおりです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） このMYTの指定管理者もそうです、あと数件、指定管理者の指定についてが出てくると思うんですけど。非公募というかたちでやられてますけど、ちょっと教えていただきたいのが、指定管理者の候補選定審査会採点結果というのが、各非公募でもされているわけですが、ちょっと山口ケーブルビジョン株式会社の得点と言いますか、合計が低いんじゃないかなということで、ほかは、配点の80パーセント以上あるんですけど、ここだけ78パーセントぐらいということですけども。この得点と言いますか、配点は非公募で一社のみ指定の場合、何点でも構わないという規定だったかどうか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 大規模収益施設については、市長統合戦略局で事務をもっておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず非公募ですが、非公募であれ、採点結果はその6割、7割以上を満たさないと非公募であれ指定できないと指針等で明記しております。したがって、その最低の7割、6割、施設によって異なるわけですけど、それを満たさないと指定できませんので、そういった規定で明記しておりますので、採点結果を示しております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） このまあ単純に配点を見ますとですね、全体的に77、6パーセントぐらいなんですけど。正直、そんなに低い値になっているのかなという実感ですよ。山口ケーブルビジョンに対して、そんなに低い数値なのかなと。もうちょっと満足度があっていいのかなっていうような気がしますけど、行政的にこの配点結果を受けて、どこに改善点が必要なのかっていうところはお示しがあるんですか。

○委員長（河本芳久君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） まず、選定審査会の審査委員でございます。これにつきましては、4名有識者を充てております。あと2名が市の職員ということになります。これは、点数が他と比べてということなんですけど、それぞれ施設ごとの特性がございます。中の配分も若干施設の特性によって異なっておりますので、これ絶対評価というわけではございませんので、単純に他の施設と比較というのは難しいかと思えます。……絶対評価ということになります。改善点等につきましては、審査会での委員の質問とか意見、それを踏まえたうえで、指定管理者側でよく精査されて、その点改善されるものというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 絶対評価なんで、一人が付けたのを足していく話だと思うんですけど、特に、そういった質問事項で、この施設だけじゃあなくてですね、改善しましたよという報告を受けるようなのは、次の審査会っていうかですね、この期間終了間際の、次に審査するところまでは出てこないということですかね。

○委員長（河本芳久君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 指針でモニタリングという制度を設けております。ですから年度内、年に1回、各所管課においてモニタリング調査をやって、その結果を報告するというシステムをつくっております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 25ページ、5番の事業計画の概要ということですが、指定管理期間の利用者目標が91パーセントから92パーセント5年間となっておりますが、平成26年度現在、どのくらいの利用者があるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君） ただいまの御質問にお答えします。平成26年度、直近で平成26年度10月末のデータでございますけれど、利用者数6,507名という数字になっております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） ほぼ90パーセント近いですよね……

○委員長（河本芳久君） 中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君） 済みません。率のほうですが、87.9パーセントとなっております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、この87.9パーセントから91パーセント、92パーセントにもっていくための努力の——何と言いますか、手段って言いますか、山口ケーブルとしては割引なり何なり、今からやっていかれるおつもりなんでしょうか。その辺の話はどうなってますでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君） 現在のところ、山口ケーブルのほうから具体的な割引制度の取り組み等は聞いておりませんが、目標達成のために何らかの対策を立てる必要があると考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） いいですか。ほかにございませんか。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） なしと認めます。それでは、これより議案第26号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員御異議なしと認めます。よって、議案26号は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） 中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君） 済みません。先ほどの山中委員からの御質問の回答でしたけれども、利用率ですね。済みません。利用率のほう違っておりました、平成26年度91.3パーセントが正確な、正しい数値です。失礼いたしました。訂正いたします。

○委員長（河本芳久君） 一応、もう採決しておりますので。

次に、議案第28号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、議案第28号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の28-1ページ及び参考資料30ページをお開き願います。

まず、施設の名称は、美祢市地域活動支援センターひのでであり、美祢市伊佐町伊佐に設置しております。現在の指定管理者は、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会であり、平成27年3月31日をもって指定管理が満了となります。

当該施設の指定管理者の選定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公の施設の性格及び規模等を考慮し、公募によらない指定管理者の候補者として、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を選定したものであります。

次期指定期間といたしまして、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者として、再指定した

いので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第28号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） 議案第29号は、美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてであります。議案書の29-1ページ、参考資料の34ページから37ページでございます。

現在、美祢市大嶺町奥畑にあります美祢市一般廃棄物最終処分場、美祢市リサイクルセンターの両施設の指定管理者として、有限会社美祢環境クリーンを指定しておりますが、平成27年3月31日をもって1年間の指定期間が満了となります。

つきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、有限会社美祢環境クリーンを指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

なお、平成25年4月に策定した美祢市指定管理者制度に関する指針では、高度な専門的知識の蓄積、活用が必要とされる施設、あるいは初期投資等を必要とするため、短期間での管理が効率的ではない施設は、指定期間を5年以上とするとの基準を設けており、選定審査会等を通じ、これらに該当すると判断したため、指定期間を5年としております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第29号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） 議案第30号は、美祢市火葬場の指定管理者の指定についてであります。議案書の30-1ページ、参考資料の38から41ページでございます。

現在、美祢市大嶺町にあります美祢市斎場ゆうすげ苑の指定管理者として有限会社こまつを指定しておりますが、平成27年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。

つきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、有限会社こまつを指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

なお、廃棄物処理施設の指定管理者の指定期間と同様の理由により、指定期間は3年から5年に延長しております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第30号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案30号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案15件につきまして審査を終了いたします。その他委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いします。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 済みません。病院会計の時にお聞きするのを忘れたので、その他でお聞きしたいのですが。今回の補正予算の概要説明資料、一番最後のページにですね、26年度の補填財源計算書というのがございます。これはたぶん26年度末を想定した残高だと思うんですが、補填財源の残高が補正後4億4,900万、これ間違いないんでしょうかね。純利益がですね7億の、はよ言や、赤字という計算でしてあるんですよ。そうしますと補填財源が25年度末は12億なんぼあったと思うんです。ところがまあ、そのそれに見合う現金はやはり、現金勘定は10何億ありますよね。10億近くあります。誰かちょっと答えられますか。ちょっと説明していただきたいんですか。

○委員長（河本芳久君） 即答できますか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） もう一つ言うならばですね、補填の可能額のところで、繰越損益勘定留保資金、補正後であろうと補正前であろうと一緒にですが、11億3,999万8,000円となっているんですよ。で、25年度の決算上は12億4,400、だからかなり数字が違うんですよ。そのことと、今までなかった問題で長期前受金戻入額というのがあるわけですね。これも新会計で変わってきましたんで、その辺を、もう少し分かるように説明をしていただければなあと思うんですよ。繰越がなぜ大きく違ってきたのかということ。今すぐは難しい。分かりました。宿題にしときましょう。

○委員長（河本芳久君） 即答できないようですから、今度議会において、いまの件については、説明をお願いしたいと思います。その他委員の皆さんからございませ

たら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それじゃあございませんので、以上をもちまして総務民生委員会に付託された案件の審査は全て終了いたします。御苦勞様でした。

午前11時33分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月5日

総務民生委員長 河本芳久